

第12回 幹事会の概要

日時：平成27年9月25日（金）13：00～14：10

場所：農林水産省三番町分庁舎会議室

出席：関係団体 全国い生産団体連合会1名、全日本畳事業協同組合7名、全国い製品卸商業団体連合会1名、全国畳材料卸商組合連合会1名、全国畳産業振興会1名、全日本JIS 畳床工業協同組合2名、全日本ISO 畳振興協議会3名

オブザーバー 日本建築士連合会、押出発泡ポリスチレン工業会、東海機器工業株式会社、経済産業省、農林水産省

議事概要：

1 公正取引協議会運営費についての徴収方法について

- ・午前中の幹事・3委員長会議で検討した公正取引協議会会費の徴収案について説明を行った。（内容は、「幹事・3委員長会議（9/25）の概要」を参照）
- ・同徴収案について検討を行った。主な意見は下記のとおり。
 - *上記徴収案については、既存の業界団体の非加盟業者の会費収入も想定している。しかし、業界団体の非加盟業者がどの程度協議会に加入するかは不明であり、これは未確定の収入のため、予算を組む際は除外しておいたほうがよい。
 - *規約の対象範囲外の業界各社からの会費徴収も検討しているが、これらは会費ではなく協賛金にあたる。また、協賛金を依頼するにあたっては、少なくとも協議会の必要経費を明確に示す等のことが求められる。
 - *当初、畳店、流通業者、生産者・輸入業者の各グループが会費の1/3ずつ負担する計画だったが、今回の案では輸入業者は生産者グループではなく、流通業者のグループとしており、結果として当初計画から変わってきている。その是非と今回の徴収案で協議会の運営費が賄えるのかについては、議論が必要。
 - *当初計画は、輸入業者が実質は流通業者であることを考慮していなかったもの。今回の徴収案は、その点を何度も議論し調整した案であり、また会費総額も当初案と近い額となっている。

2 消費者庁とのその後の相談について

- ・消費者庁との打合せ（9/3）の概要報告を行った。（内容は、「消費者庁との打合せの概要（畳類公正競争規約関係）」を参照）
- ・消費者庁との打合せ結果を元にした、規約修正の方針について説明を行った。主な内容は以下のとおり。また、今後はこの方針に従って規約案を修正しながら、なるべく早い内に消費者庁と相談することを予定。
 - *畳類や事業者等の定義（第3条）については改めて整理する。特に事業者については、標準産業分類を参考に、畳店にあたるものを「畳製造販売業者」、畳表や畳床の生産者を「畳表・畳床製造業者等」、流通業者や輸入業者を「畳表・畳床販売業者」という名称とすることを検討する。

- *適用範囲（旧第4条）は、削除を検討する。
- *商品説明時及び納入時の必要表示事項（第5条）のうち工務店等からの受注に関しては、畳店が工務店等へ表示（提示）する事項のみを規定する。
- *業者間取引の情報伝達（トレーサビリティ）（第6条）については、規約への記載は簡素化し、詳細は施行規則以下に規定。
- *特定用語（第8条）については、規約としては「客観的事実に基づく具体的根拠があり、かつ具体的数値等の事実を付記すること」と規定する。なお、これまで検討していた最高級品、高級品の規定については、消費者庁から規約への記載は難しいといわれているが、どのような扱いとすれば良いかを消費者庁と相談していく。

3 公正取引協議会への加入促進について

- ・午前中の幹事・3委員長会議で検討した規約内容の周知及び加入促進案の説明を行った。（内容は、幹事・3委員長会議（9/25）の概要を参照）
- ・上記周知及び加入促進案について検討を行った。主な意見は下記のとおり。
 - *工務店等は畳店に対して影響力が強いので、工務店から畳店に対して公正マークを求めて欲しいとの意見があるが、それでは筋が違うので、基本としては畳業界として畳店に周知するようにすべき。
 - *建築士に対しては、建築士会から周知は可能である。工務店に対しては、工務店の業界団体を通じて働きかけるのが好ましい。なお工務店の業界団体としては、「住宅生産者団体連合会」等がある。

4 その他

- ・協議会の立ち上げは来年3月を目指す。

以上